

一 般 社 団 法 人  
医 療 サ イ バ ー セ キ ュ リ テ ィ 協 議 会  
定 款

# 一般社団法人 医療サイバーセキュリティ協議会

## 定款

### 第1章 総則

#### 第1条 (名称)

- この法人は、一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会と称する。
- この法人の英語名は、Medical Cyber Security Council（略称 MedCSC もしくは MCSC）と称する。

#### 第2条 (事務所)

- この法人は、主たる事務所を、東京都中央区に置く。
- この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### 第2章 この法人の目的および事業

#### 第3条 (目的)

この法人は、医療を利用する患者の安全と安心を実現するため、病院・診療所等の医療機関、並びに医療情報ベンダーおよび医療機器ベンダーおよび医療情報関連ベンダー（以下、医療機関等）におけるサイバーセキュリティリスクの実効的な低減を目的とする。

#### 第4条 (事業)

- この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。
  - 医療機関等におけるサイバーセキュリティ責任者・管理者・運用者の育成、講座・教育

- ② 医療機関等におけるサイバーセキュリティガバナンス・運用組織の構築、設置に関する相談  
および助言
- ③ 医療機関等におけるサイバーセキュリティ啓発・意識向上を目的とした議論、講演、演習
- ④ 医療機関等の迅速な復旧を目的としたサイバーインシデントレスポンスの実現を目的とした  
訓練の実施
- ⑤ 医療業界における情報共有の前提となる信頼関係の増進に係る議論、講演、演習の実  
施
- ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の主たる事業は、日本全国において行うものとする。

### 第3章 (会員、社員および代議員)

#### 第5条 (法人の構成員)

この法人は、この法人の理念に賛同する法人、団体または個人であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

#### 第6条 (会員の資格取得)

この法人の会員となるためには、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならぬ。

#### 第7条 (会員種別)

1 この法人は、以下の会員を置く。

- ① 法人会員

- ア. A 法人会員 (医療機関である法人)

イ. B 法人会員（医療情報システム、医療機器、情報機器、ソフトウェア、情報サービス等医療機関のサプライヤーである法人）

ウ. 賛助法人会員（法人）

エ. 名誉法人会員

オ. 法人オブザーバ

② 個人会員

ア. A 個人会員（医師である個人）

イ. B 個人会員（及び医療情報システム、医療機器、情報機器、ソフトウェア、情報サービス等医療機関のサプライヤーである個人事業主）

ウ. 賛助個人会員

エ. 名誉個人会員

オ. 個人オブザーバ

2 以下のものをこの法人の社員とする

① A 法人会員および B 法人会員より、あらかじめ届け出た代表者 1 人

② A 個人会員および B 個人会員より、10 名に 1 名の割合で選出される個人代議員

3 個人代議員を選出するため、代議員による個人代議員選挙を行うことができる。個人代議員選挙を行うための必要な細則は理事会において定める。

4 個人代議員は、A 個人会員もしくは B 個人会員の中から選ばれることを要する。A 個人会員および B 個人会員は前項の個人代議員選挙に立候補することができる。

5 第 3 項の個人代議員選挙は、2 年に 1 度の定期社員総会で実施することとし、個人代議員の任期は選任の 2 年後に実施される個人代議員選挙終了の時までとする。

- 6 個人代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴え（一般社団法人および一般財団法人に関する法律、以下、「法人法」、第 266 条第 1 項、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。当該代議員は、役員を選任および解任（法人法第 63 条および第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）について議決権を有しないこととする。
- 7 個人代議員が欠けた場合に備えて、補欠の個人代議員を選挙することができる。補欠の個人代議員の任期は、任期の満了前に退任した個人代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の個人代議員を選挙する場合には、当該候補者が補欠の個人代議員である旨を決定しなければならない。
- 9 第 7 項の補欠の個人代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 5 項の個人代議員選挙終了の時までとする。
- 10 個人代議員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を同様に行使することができる。
  - ① 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
  - ② 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - ③ 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - ④ 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面の閲覧等）
  - ⑤ 法人法第 51 条第 4 項および第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
  - ⑥ 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - ⑦ 法人法第 229 条第 2 項の権利（精算法人の貸借対照表等の閲覧）
  - ⑧ 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

- 11 理事、監事または会計監査人はその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任はすべての社員の同意がなければ免除することができない。

## 第8条 (経費の負担)

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時および毎年、会員は社員総会によって別に定める額を支払う義務を負う。

## 第9条 (任意退会)

会員は、退会したい日時 of 3ヶ月前までに理事会に対して退会を申し出ることにより、任意に退会することができる。

## 第10条 (除名)

- 1 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- ① この定款、その他の規則に違反したとき
  - ② この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
  - ③ その他除名すべき正当な事由があるとき

## 第11条 (会員および社員名簿)

この法人は、会員及び社員の氏名・名称および住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に据え置くものとする。

## 第12条 (会員資格の喪失)

- 1 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- ① 会員が死亡し、又は会員である法人が消滅したとき。

② 継続して3年以上会費を滞納したとき。

③ 除名されたとき。除名には社員総会の決議を必要とする。この場合は、法人法第30条および第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

2 前項各号の一に該当し会員資格を喪失したとき、代表者である社員の社員資格も喪失する。

### 第13条 (抛出金品の不返還)

既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 社員総会

### 第14条 (構成)

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

### 第15条 (議長)

社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

### 第16条 (決議)

1 社員総会の決議は、法令または定款に定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

① 社員の除名

② 監事の解任

③ 定款の変更

- ④ 解散
- ⑤ 不可欠特定財産の処分
- ⑥ その他法令で定められた事項

## 第17条 （議決権の代理行使）

社員は、この議長、およびこの法人の社員を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合は総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

## 第18条 （機能）

社員総会は、以下の事項について議決する。

- ① 会員の除名
- ② 定款の変更
- ③ 解散および剰余財産の処分
- ④ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ⑤ 理事および監事の選任又は解任
- ⑥ 理事および監事の報酬等の額
- ⑦ その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

## 第19条 （開催）

- 1 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度 1 回招集する。会日は事業年度の締日の翌日から 3 ヶ月以内に招集する。
- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。



② 会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

③ 第5章第25条5④の規定により、監事から招集があったとき。

## 第20条 (招集)

- 1 社員総会は、第19条2③の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第4章第19条2①または第4章第19条2②の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子書面をもって、少なくとも会日の1週間前までに通知しなければならない。

## 第21条 (議決)

- 1 社員総会における議決事項は、第4章第20条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、当日総会出席者の3分の1以上の議決により議題とすることができる。
- 2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 3 理事又は会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

## 第22条 (議事録)

- 1 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - ① 日時および場所

② 会員総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

③ 審議事項

④ 議事の経過の概要および議決の結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 会員全員が同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

③ 社員総会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 役員および職員

### 第23条 （種別および定員）

1 この法人に次の役員を置く。

① 理事長を1人とする。

② 常任理事（副理事長）を3人とする。

③ 選任理事を6人以内とする。

④ 監事を1人以上3人以内とする

2 この法人に顧問を置く

### 第24条 （選任等）

- 1 選任理事および監事は、社員総会において選任する。
- 2 理事長および副理事長は、常任理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

## 第25条 (職務)

- 1 理事長および副理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長および副理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは理事長の職務を代行する。理事長、副理事長ともに事故あるとき又は欠けたときは、選任理事のうち、在任期間が長い順に、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - ② この法人の財産の状況を監査すること。
  - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会または所轄庁に報告すること。
  - ④ 前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。

- ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- ⑥ 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長および常務理事をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

## 第26条 (任期等)

- 1 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において 別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

## 第27条 (欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない

## 第28条 (解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

## 第29条 (報酬等)

- 1 役員は、社員総会の決議により報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 4 会計監査人に対する報酬等は、監事全員の同意を得て理事会において定める。

## 第30条 (職員)

- 1 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

# 第6章 理事会

## 第31条 (構成)

理事会は、理事長、常任理事、理事および監事をもって構成する。

## 第32条 (権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 社員総会に付議すべき事項
- ② 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- ④ 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 7 章第 44 条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- ⑤ 事務局の組織および運営
- ⑥ その他運営に関する重要事項

### 第33条 （開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 常任理事、もしくは理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 第 5 章第 25 条 5 項⑤の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### 第34条 （招集）

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第 33 条② および第 33 条③ 規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 1 週間前までに通知しなければならない。

### 第35条 （議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### 第36条 （議決）

- 1 理事会における議決事項は、第 6 章第 34 条 3 の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事の議決権総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第37条 (表決権等)

- 1 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 2 理事は理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。

### 第38条 (議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時および場所
- ② 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要および議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

## 第7章 資産および会計

### 第39条 基本財産

- 1 別表の財産は、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」）第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。
- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならず、処分するときはあらかじめ理事会および社員総会の承認を要する。

#### 第40条 （資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立時の財産目録に記載された資産
- ② 入会金および会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収益
- ⑤ 事業に伴う収益
- ⑥ その他の収益

#### 第41条 （資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第42条 （事業計画および予算）

- 1 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。



- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### 第43条 (暫定予算)

- 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### 第44条 (予算の追加および更正)

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### 第45条 (事業報告および決算)

- 1 この法人の事業報告書および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- ⑥ 財産目録
- ⑦ キャッシュフロー計算書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号および第 7 号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に供え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ① 監査報告
- ② 会計監査報告
- ③ 理事および監事の名簿
- ④ 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ⑤ 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### 第46条 (臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

#### 第47条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第48条 (剰余金の分配の禁止)

この法人は剰余金の分配は行わないものとする。

#### 第49条 (公益目的取得財産残額の算定)

代表理事は公益社団法人および公益社団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 45 条 3 ⑤ の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

### 第50条 (定款の変更)

この法人が定款の以下に挙げる内容を変更しようとするときは、社員総会に出席した社員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経なければならない。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 主たる事務所およびその他の事務所の所在地
- ④ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑤ 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- ⑥ 会議に関する事項
- ⑦ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑧ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- ⑨ 定款の変更に関する事項

### 第51条 (解散)

1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 社員総会の決議
- ② 社員の欠亡

③ 合併

④ 破産手続き開始の決定

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならぬ。

## 第52条 (残余財産の帰属)

この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第53条 (合併)

この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の 2 分の 1 以上の議決を経なければならない。

## 第54条 (公益認定の取消などに伴う贈与)

この法人が公益認定の処分を受けた場合または、合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日または当該合併の日から 1 ヶ月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第55条 (残余財産の帰属)

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告

### 第56条 (公告方法)

- 1 この法人の公告は電子公告により行う。
- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 雑則

### 第57条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 第11章 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の社員は、次に掲げるものとする。
  - ① 設立時社員 東京都渋谷区代々木5丁目25番20号 村井勝
  - ② 同設立時社員 東京都中央区佃2丁目2番11-3711号 鈴木克明
  - ③ 同設立時社員 群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地荒牧第一職員宿舎 201号  
鳥飼幸太
  - ④ 同設立時社員 兵庫県尼崎市七松町1丁目3番1-2304号 松山征嗣
  - ⑤ 同設立時社員 東京都八王子市元八王子町2丁目3340番地10 北村正仁
- 3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
  - ① 代表理事・理事長 東京都渋谷区代々木5丁目25番20号 村井勝
  - ② 代表理事・副理事長 東京都中央区佃2丁目2番11-3711号 鈴木克明

- ③ 代表理事・副理事長 群馬県前橋市荒牧町四丁目 2 番地荒牧第一職員宿舎 20  
1号 鳥飼幸太
- ④ 代表理事・副理事長 兵庫県尼崎市七松町 1 丁目 3 番 1 - 2 3 0 4 号 松山征嗣
- ⑤ 監事 東京都八王子市元八王子町 2 丁目 3 3 4 0 番地 1 0 北村正仁

- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第 5 章第 26 条 1 の規定にかかわらず、成立の日から 2024 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第 7 章第 43 条の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第 7 章第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2023 年 3 月 31 日までとする。
- 7 この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。
  - ① A 法人会員の会費は、以下の通りとする。
    - ア. 診療所 年額 20,000 円
    - イ. 200 床未満の病院 年額 100,000 円
    - ウ. 400 床未満の病院 年額 150,000 円
    - エ. 400 床以上の病院 年額 200,000 円
  - ② B 法人会員の会費は、以下の通りとする。
    - ア. 法人会員 年額 100,000 円
  - ③ A 個人会員および B 個人会員の会費は以下の通りとする。
    - ア. 年額 5,000 円
  - ④ 賛助会員の会費は別途個別の契約によって定める。

⑤ オブザーバー、名誉会員（官公庁、その他セキュリティ団体）の会費は原則無償とする。

8 会費は、新規入会の場合は入会の申し出の翌月末までに、また継続の場合は、各年度の締日の翌月末（2023年は4月30日）までに当協議会口座に振り込むものとする

9 この法人の設立当初の主たる事務所は、東京都中央区に置く。

10 以上、一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士法人大鹿事務所社員大鹿典夫は、電磁的記録であるこの定款を作成し、電子署名する。

令和四年五月二三日

設立時社員

村井勝

鈴木克明

鳥飼幸太

松山征嗣

北村正仁

## 第12章 別表

財産種別	場所・物量等
特になし	

変更履歴

2023年12月 公益認定を前提として修正案作成

2024年1月 社員総会に代わる決議により、定款が改正された。